

水道法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和元年十月十一日

秋田県知事 佐竹 敬久

秋田県規則第二十一号

水道法施行細則の一部を改正する規則

水道法施行細則（昭和三十五年秋田県規則第三十号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

改正前

（水道事業の休止等の許可の申請）

第七条 省令第八条の三第一項の申請書及び休廃止計画書は、別に定める様式によるものとする。

（水道事業の休止等の許可の申請）

第七条 法第十一条第一項の規定による許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した別に定める様式による申請書を知事に提出しなければならない。

一 申請者の氏名及び住所（法人又は組合にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 水道事業の名称

三 休止し、又は廃止しようとする年月日

四 休止又は廃止の理由

五 一部を休止し、又は廃止しようとする場合にあつては、当該休止し、又は廃止しようとする区域及びその区域の現在給水人口

六 休止しようとする場合にあつては、その期間

2 前項の申請書には、給水の状況を明らかにする平面図を添えなければならない。

（水道事業の廃止の届出）

第九条 法第十一条第三項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した別に定める様式による届出書によるものとする。

一～五 略

（水道事業の廃止の届出）

第九条 法第十二条第二項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した別に定める様式による届出書によるものとする。

一～五 略

(料金の変更の届出)

第十一条 省令第十二条の六の届出書は、次に掲げる事項を記載した別に定める様式によるものとする。

一～六 略

2 前項の届出書には、省令第十二条の六に規定する書類のほか、料金の変更に係る議決書の写しを添えなければならない。

(水道技術管理者の設置の届出等)

第十四条 水道事業者又は専用水道設置者は、法第十九条第一項(法第三十四条第一項において準用する場合を含む。)の規定により水道技術管理者を設置し、又は当該水道技術管理者を変更したときは、次に掲げる事項を記載した別に定める様式による届出書を知事に提出しなければならない。

一～五 略

六 水道技術管理者が他の水道事業の水道技術管理者、受託水道業務技術管理者若しくは水道施設運営等事業技術管理者又は他の専用水道の水道技術管理者若しくは受託水道業務技術管理者を兼ねている場合にあつては、当該他の水道事業又は専用水道の名称

七 略

2 前項の届出書には、水道法施行令第七条に規定する資格(専用水道設置者が県である場合にあつては、条例本則に規定する資格)を証する履歴書を添えなければならない。ただし、当該水道が、法第二十五条第一項の規定の適用を受ける簡易水道事業の用に供する水道である場合又は法第三十四条第二項の規定の適用を受ける専用水道である場合は、この限りでない。

3 略

(受託水道業務技術管理者の設置の届出等)

(料金の変更の届出)

第十一条 省令第十二条の五の届出書は、次に掲げる事項を記載した別に定める様式によるものとする。

一～六 略

2 前項の届出書には、省令第十二条の五に規定する書類のほか、料金の変更に係る議決書の写しを添えなければならない。

(水道技術管理者の設置の届出等)

第十四条 水道事業者又は専用水道設置者は、法第十九条第一項(法第三十四条第一項において準用する場合を含む。)の規定により水道技術管理者を設置し、又は当該水道技術管理者を変更したときは、次に掲げる事項を記載した別に定める様式による届出書を知事に提出しなければならない。

一～五 略

六 水道技術管理者が他の水道事業  
又は  
専用水道の水道技術管理者又は 受託水道業務技術管理者を兼ねている場合にあつては、当該他の水道事業又は専用水道の名称

七 略

2 前項の届出書には、水道法施行令第六条に規定する資格(専用水道設置者が県である場合にあつては、条例本則に規定する資格)を証する履歴書を添えなければならない。ただし、当該水道が、法第二十五条第一項の規定の適用を受ける簡易水道事業の用に供する水道である場合又は法第三十四条第二項の規定の適用を受ける専用水道である場合は、この限りでない。

3 略

(受託水道業務技術管理者の設置の届出等)

第十七条 第十四条及び第十五条の規定は、水道管理業務受託者による受託水道業務技術管理者の設置又は変更及び水質検査の実施について準用する。この場合において、これらの規定中「水道事業者又は専用水道設置者」とあるのは「水道管理業務受託者」と、第十四条第一項（第六号を除く。）中「第十九条第一項」とあるのは「第二十四条の三第三項」と、「水道技術管理者」とあるのは「受託水道業務技術管理者」と、同号中「水道技術管理者が」とあるのは「受託水道業務技術管理者が」と、同条第二項中「第七条に規定する資格（専用水道設置者が県である場合にあつては、条例本則に規定する資格）」とあるのは「第十一条に規定する資格」と、同条第三項中「水道技術管理者」とあるのは「受託水道業務技術管理者」と、第十五条中「第二十条第一項」とあるのは「第二十四条の三第六項の規定により適用される法第二十条第一項」と読み替えるものとする。

第十七条 第十四条及び第十五条の規定は、水道管理業務受託者による受託水道業務技術管理者の設置又は変更及び水質検査の実施について準用する。この場合において、これらの規定中「水道事業者又は専用水道設置者」とあるのは「水道管理業務受託者」と、第十四条第一項（第六号を除く。）中「第十九条第一項」とあるのは「第二十四条の三第三項」と、「水道技術管理者」とあるのは「受託水道業務技術管理者」と、第十四条第一項第六号中「水道技術管理者が」とあるのは「受託水道業務技術管理者が」と、同条第二項中「第六条に規定する資格（専用水道設置者が県である場合にあつては、条例本則に規定する資格）」とあるのは「第九条に規定する資格」と、同条第三項中「水道技術管理者」とあるのは「受託水道業務技術管理者」と、第十五条中「第二十条第一項」とあるのは「第二十四条の三第六項の規定により適用される法第二十条第一項」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。